

各国における被疑者の供述調書等

		日本	アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ	韓 国
1	作成書面	○ 被疑者の供述は、これを調書に録取することができる(刑訴法198条3項)。 ○ 供述調書は、被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせ、被疑者が誤りがないと申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる(刑訴法198条2項、3項)。	○ 供述調書作成についての法令の規定はないようである。 ○ 供述調書が作成されることは、ほとんどなく、多くの場合、捜査官により、供述の概要を記載した報告書が作成されるようである。 ○ 報告書については、被疑者による内容確認、署名は必要とされない。	○ 取調べについて、正確な記録が作成されなければならない(実務規程C11. 7)。 ○ 供述調書が作成されることは、ほとんどなく、否認事件又は一定の重大事案の場合には、録音テープを基にした取調べ記録(ROTI)又は反訳書面が作成されるほか、事件を問わず、供述のポイントを記載した書面(SDN)が作成されるようである。 ○ ROTI、反訳書面及びSDNについては、被疑者による内容確認、署名は必要とされない。	○ 司法警察員・司法巡査の取調べ及び予審判事の尋問における供述について、供述調書を作成する(刑訴法61条4項・5項、78条4項・5項、121条1項)。 ○ 供述調書は、供述人が閱讀した上、署名する(刑訴法61条4項、78条5項、121条1項、106条)。	○ 裁判官の尋問、検察官及び警察官の取調べについて、調書を作成する(刑訴法168条、168条b2項)。 ○ 調書は、被疑者が読み聞かせられ、又は閱讀した上で、署名する(刑訴法168条a3項、168条b2項)。	○ 検事及び司法警察官による取調べにおける陳述は、供述調書に記載しなければならない(刑訴法244条1項)。 ○ 供述調書は、被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせ、被疑者が誤りがないことを陳述したときは、被疑者に署名又は記名捺印させる(刑訴法244条2項、3項)。
2	供述録取方法	○ 原則として物語式で作成されるが、必要があるときは、問答式で作成される。	○ 報告書には、供述の概要が記載されるほか、供述者の供述以外の証拠から判明した事実についても、供述内容の理解に資するものであれば記載されることがあるようである。	○ ROTI及び反訳書面は問答式で作成され、SDNIには供述のポイントのみが列挙されるようである。	○ 犯罪事実関係については問答式で作成されるが、身上関係等については物語式で作成される場合もあるようである。	○ 問答式及び物語式の併用による場合が最も多いようである。	○ 問答式で作成されるようである。
3	公判における取扱い	○ 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した場合は、供述調書が作成されたときの状況を考慮し相当と認めるときは、これを証拠とすることができる(刑訴法326条1項)。 ○ 上の場合以外には、被告人の供述調書は、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき状況の下でされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。ただし、被告人に不利益な事実の承認を内容とする供述調書は、任意にされたものでない疑いがあると認めるときは、これを証拠とすることができない(刑訴法322条1項)。	○ 報告書は、伝聞証拠であるため、証拠として許容されない(連邦証拠規則802条)。 ○ 被疑者が取調べにおいて捜査官にした供述については、捜査官が公判で証言する場合には非伝聞証拠として扱われるため(連邦証拠規則801条(d)(2)(A))、捜査官の公判証言で立証することが可能であり、報告書はその証言に当たった記憶喚起に用いられるようである。	○ 供述内容を記録した書面は、争点との関連性があり、強制等により獲得されたものでないことが証明された場合には、証拠とすることができる(1984年警察及び刑事証拠法(PACE)76条)。	○ 供述調書そのものは証拠とされないが、裁判官が公判で供述調書を読み上げたときは、その内容が事実認定に用いられるようである。	○ 裁判官調書は、公判において、自白の証拠調べ等を目的として朗読することができる(刑訴法254条)。 ○ 検察官調書及び警察官調書については、被告人がその内容となっている自白を翻した場合に、調書を読み上げてその内容を被告人に確認することがあるようである。	○ 検事及び被告人が証拠とすることができる旨を同意した書類又は物は、真正なものと認めるときは、証拠とすることができる(刑訴法318条1項)。 ○ 上の場合以外には、検事調書は、適法な手続・方式により作成され、供述内容と同一の内容が記載されていることが被告人の供述又は映像録画物その他の客観的な方法により認められ、供述が特に信用できる状態下でなされたことが証明された場合に、証拠とされ得る(刑訴法312条1項、2項)。 警察官調書は、適法な手続・方式により作成され、被告人又は弁護人がその内容を認めた場合に、証拠とされ得る(刑訴法312条3項)。 ○ 被告人の陳述が、任意にされたものでないものは、証拠とすることができない(刑訴法317条1項)。